

ひき逃げの被害者が自賠法72条に基づく損害賠償のてん補を国に求める場合、支給を受けることが確定している障害年金の将来の受給額も賠償額から控除されるとした最高裁判決。

Xは、平成15年11月ころ、車を運転中に信号を無視してきた車に衝突され、脊椎損傷等の重傷を負い、四肢麻痺等の後遺障害を残して症状が固定した。衝突した車は逃走し加害者が行方不明となったため、平成17年2月ころ、Xは自賠法72条に基づき損害賠償のてん補を国に請求した。Xが障害年金の受給権を取得していたため、既にXが国から給付を受けた年金額に加えて、現在から平均余命までの期間に給付される額（約1345万円）を控除した約2312万円をXに支払った。そこで、Xが将来受給する年金額の控除まで行うべきではないと主張して、控除した1345万円の支払いを国に求めた判決が最高裁判所（櫻井龍子裁判長）であった（平成21年12月17日）。

櫻井裁判長は、そもそも自賠法72条1項による交通事故の被害者に対する損害のてん補が、他法令に基づく給付が受けられない場合の補完的、補充的な制度として位置づけられていることを指摘する。さらに、将来受給する年金額をてん補額から減額したとしても、障害年金等の支給は国が行っているものである以上、将来もほぼ確実に受給できるので、被害者に格段不利益はないことも理由として挙げる。それゆえ「被害者が他法令給付に当たる年金の受給権を有する場合において、政府が自賠法72条1項によりてん補すべき損害額は、支給を受けることが確定した年金の額を控除するのではなく、当該受給権に基づき被害者が支給を受けることになる将来の給付分も含めた年金の額を控除して、これを算定すべきである」とした。

